

柏市下水道類似施設改修等補助金交付要綱

制定 令和 4年 4月 1日

施行 令和 4年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、下水道類似施設の改築又は修繕等に要する経費に対し、下水道類似施設改修等補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、公共下水道が整備されるまでの期間、下水道類似施設により排出される汚水等の適正な処理を図り、もって公共用水域及び生活環境の保全に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水道類似施設 特定の区域から排出される汚水等を集中的に処理するために設けられた施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 51人槽以上のものであること。

イ 設置されてから10年以上経過していること。

ウ 官舎、社宅等職員、社員等の福利厚生のための住宅及び公営住宅以外に設置しているものであること。

エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に規定する排水設備及びこれに準じるもの以外のものであること。

オ 商店、工場等の営業用以外のものであること。ただし、その大部分が住居である店舗併用住宅は、除くものとする。

カ 公共下水道の供用開始区域以外の区域に設置されているものであること。

(2) 改築又は修繕等 下水道類似施設の改築若しくは修繕及び当該改築若しくは修繕のための事前調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、下水道類似施設の管理組合又は下水道類似施設を管理している町会、会社等（以下「組合等」という。）とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、下水道類似施設の改築又は修繕等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助事業の施行に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1施設当たり年間400万円を限度とする。）とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請希望者」という。）は、申請書に、次に掲げる書類を添付し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 下水道類似施設の案内図

(2) 下水道類似施設の改築又は修繕等に係る見積書の写し

(3) その他管理者が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 管理者は、前条の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等について当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を遅滞なく開始するものとし、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の申請が申請書の記載事項、添付書類、申請の時期等の形式上の要件に適合しない場合にあっては、速やかに、申請をしたもの（以下「申請者」という。）に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた交付の決定を拒否するものとする。

3 管理者は、第1項の決定をする場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、補助金の交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第8条 管理者は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、管理者の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、管理者の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、管理者の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに管理者に報告してその指示を受けること。

(5) その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業の完了後においても従う事項を定めるものとする。

(決定の通知)

第9条 管理者は、前項の申請があったときは、補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付の決定を拒否したときはその旨及びその理由を、速やかに決定通知書により申請者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第10条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(情報の提供)

第11条 管理者は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する決定の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

2 管理者は、申請希望者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めるものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、第9条の規定による通知を受領した場合にお

いて、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 管理者が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)が補助事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 管理者は、第1項の規定による取消し等をしたときは、速やかにその旨及びその理由を書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、法令等並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、管理者の求めに応じ、補助事業の遂行の状況に関し、管理者に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の指示)

第16条 管理者は、補助事業者が提出する報告等により、そのものの補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、そのものに対し、これらに従って当該補助事業を遂行するように指示するものとする。この場合において、管理者は、必要に応じて補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業の実績報告書に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業に係る契約書若しくは請書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の実施状況を明らかにする写真その他の資料
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第18条 管理者は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 管理者は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第20条 管理者は、第18条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を管理者に提出しなければならない。
(補助金交付後の報告)

第21条 補助事業者は、第20条の規定により補助金の交付を受けた後において、速やかに組合等にて総会等を開催して補助金の交付を受けた旨を報告し、補助金報告書に、工事費を組合等で支出したことが分かり柏市上下水道事業から補助金を受けたことが分かる会計報告書等を添付して管理者に提出しなければならない。
(決定の取消し及び返還)

第22条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 管理者は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を書面により補助事業者に通知するものとする。

4 管理者は、第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

5 管理者は、補助事業者に交付する補助金の額を確定した場合に

において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分に対する承認)

第23条 第7条の規定により補助の決定を受けた者は、補助金により取得した財産を処分するときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日から起算して10年を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。